　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

**総合評価一般競争入札参加資格審査申請書**

　北海道知事　　鈴木　直道　　様

（法 人 名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　印

特定健診受診率向上対策事業委託業務契約に係る総合評価一般競争入札に参加したいので、関係書類を添付して提出します。

なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

**〈概　　要〉**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  企画提案者名 |  | | | |
| 所　在　地  　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　－ | 〒　　　－ | | | |
| 電話番号 |  | Ｆ Ａ Ｘ 番 号 |  | |
| 資本金又は資本金に  相当するに相当する財産 |  | 従業員数 |  | |
| 設立時期 |  | 連絡用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | |
| 過去３年間の  売上高（千円） | (R01) | (R02) | | (R03) |
| 主な業務 | | | | |
| 道内の営業拠点名、住所、連絡先及び担当者名 | | | | |

**〈申出事項〉**

　総合評価一般競争入札への参加を希望するに当たり、次のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 該　当　事　項 |
| 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者ではない | はい　・　いいえ |
| 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではない | はい　・　いいえ |
| 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第２第１項の規定による指名の停止を受けていない。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過している | はい　・　いいえ |
| 暴力団関係事業者等ではない。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていない | はい　・　いいえ |
| 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者ではない | はい　・　いいえ |
| 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）の滞納をしている者ではない | 道税の納税義務がある ・はい ・いいえ |
| 消費税及び地方消費税を滞納している者ではない | はい　・　いいえ |
| 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務の履行（当該届け出の義務がない場合を除く） | している　・　していない　・　義務なし |
| 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務の履行（当該届け出の義務がない場合を除く） | している　・　していない　・　義務なし |
| 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務の履行（当該届け出の義務がない場合を除く） | している　・　していない　・　義務なし |

**〈注意事項〉**

　１　会社等概要

　　　様式に沿って各項目を記入すること。

　２　その他

　　　提出に当たっては、代表者印を忘れずに押印すること。なお、支店長などで、代表権の無い方の代表者印で提出する場合は、この参加資格審査に関する委任状を添付する必要があるため、注意すること（別紙１参照）。

**〈添付資料〉**

１　契約履行実績を確認できる資料（契約書又は請書等の写し、成果品等）

２　法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し

３　暴力団関係事業者ではないことを誓約する誓約書（別紙２参照）

４　コンソーシアムの場合は、協定書の写し（別紙３参照）

５　道税事務所又は振興局が発行する道税（道が賦課徴収するものに限る。）に関する納税証明書（発行後３か月以内のもの）

６　本店が所在する都府県が発行する事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）に関する納税証明書（発行後３か月以内のもの）

７　税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後３か月以内のもの）

８　健康保険の届出義務を履行している事実を証する書類（過去1年間の状況が確認できる（１）～（３）のいずれか）

の写し

（１）納入告知書

（２）資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書

（３）適用通知書

９　厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（過去1年間の状況が確認できる（１）～（３）のいずれか）の写し

（１）納入告知書

（２）資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書

（３）適用通知書

10　雇用保険法の届出義務を履行している事実を証する書類（過去１年間の状況が確認できる（１）～（３）のいずれか）の写し

（１）保険関係成立届

（２）領収済通知書

（３）概算・確定保険料申告書（控）

別紙１

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

　北海道知事　鈴木　直道　様

住住　　所

商号又は名称

氏　　名

住所

私は、次の事項について、　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、

　　　　　　　　　　　　　氏名

次の権限を委任します。

記

１　契約事項

　　特定健診受診率向上対策事業委託業務

２　委任期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　委任事項

（１）入札書及び見積書等の提出に関すること

（２）契約の締結に関すること

（３）代金の請求及び受領に関すること

（４）その他上記に付随する一切の権限

別紙２

誓　　約　　書

　北海道知事　鈴木　直道　様

当社は、北海道が実施する特定健診受診率向上対策事業委託業務の総合評価一般競争入札に参加するに当たり、暴力団関係事業者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、総合評価一般競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和　　年　　月　　日

所 　在　 地　〒

商号又は名称

代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　印

※暴力団関係事業者とは、次のものをいう。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

②　暴力団員（同法同条第６号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する事業者

③　暴力団と密接な関係を有する事業者

別紙３

コンソーシアム協定書

（目　的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、北海道の発注に係る「特定健診受診率向上対策事業委託業務」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名　称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「特定健診受診率向上対策事業委託業務」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

　　（１）○○道(都府県)○○市○○町○○

　　　　　○○○○

　　（２）○○道(都府県)○○市○○町○○

　　　　　○○○○

　　（３）○○道(都府県)○○市○○町○○

　　　　　○○○○

　　（４）○○道(都府県)○○市○○町○○

　　　　　○○○○

（幹事企業及び代表者）

第４条　本コンソーシアムの幹事企業は、○○○○とする。

２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第６条　本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）

第７条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

２　前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

○○○○○○○業務（構成員名）○○○○○

○○○○○○○業務（構成員名）○○○○○

　　○○○○○○○業務（構成員名）○○○○○

　　○○○○○○○業務（構成員名）○○○○○

（運営委員会）

第８条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

（業務処理責任者）

第９条　本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第１０条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

（取引金融機関）

第１１条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第１２条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１４条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１５条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第１６条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（会計帳簿等の保存）

第１７条　本業務に係る会計帳簿等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後５年間、○○○○(構成員名)が保存するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第１９条　本協定の紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　代表者幹事企業○○○○外○社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本○通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）